

財務省第11入札等監視委員会

平成27年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成27年12月17日(木) 四国財務局第二会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 平井 健之 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 岡林 正文 (公認会計士)	
審議対象期間	平成27年7月1日(水)～平成27年9月30日(水)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名:高松国税総合庁舎火災報知機改修工事 契約相手方:ホーチキ株式会社 契約金額:8,067,600円 契約締結日:平成27年7月8日 担当部局:高松国税局
随意契約(公共工事)	1件	契約件名:平成27年度新浜住宅3号棟耐震改修ほか2住宅改修工事 契約相手方:株式会社西日本工業 契約金額:36,720,000円 契約締結日:平成27年7月22日 担当部局:四国財務局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名:高松国税局WAN用機器バージョンアップ等業務一式 契約相手方:富士電機ITソリューション株式会社 契約金額:5,378,400円 契約締結日:平成27年9月18日 担当部局:高松国税局
		契約件名:愛媛県内合同宿舎12住宅維持管理業務委託(H27) 契約相手方:株式会社日立アーバンサポート 契約金額:27,993,600円 契約締結日:平成27年8月27日 担当部局:四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(物品役務等)の「高松国税局WAN用機器バージョンアップ等業務一式」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税局WAN用機器バージョンアップ等業務一式」 契約相手方：富士電機ITソリューション株式会社 契約金額：5,378,400円 契約締結日：平成27年9月18日 担当部局：高松国税局</p> <p>1者応札となった理由・背景は何か。</p> <p>このシステムは全国共通のものか。共通でないとするれば、全国一括とか東日本・西日本などの大きなブロックで調達することは考えないのか。</p> <p>各国税局のWANシステムの内容はそんなに異ならないだろうから、システム自体を共通化して大きなブロックで調達したほうが安いコストで調達できるのではないか。</p> <p>今回は他者では運用が難しいとのことで1者応札となったが、それならば最初から随意契約することは考慮しなかったのか。</p>	<p>富士電機ITソリューションは高松国税局のWANシステム全体の運用支援を行っており、今回バージョンアップの対象となったウェブ申請システム自体も富士電機ITソリューションが運用していることから、他者では運用が難しいことが要因の一つと思われる。</p> <p>各国税局も当局と同様に、各署とネットワークで繋がったWANを構築しているが、各局ごとに設定や機器のバージョン等は異なっている。</p> <p>また、今回バージョンアップの対象となったウェブ申請システムも全国共通のシステムではなく、局ごとに異なるシステムを利用している。</p> <p>各国税局によってシステムが異なるため、ブロックでの調達を行っていない。</p> <p>一度構築しているシステムをやり直すのは難しいと思われるが、ブロック調達については当局の判断だけでは行えないため、貴重な意見として国税庁に伝える。</p> <p>最初から随意契約とすることは考慮していない。</p> <p>確かに他者の応札は難しいかもしれないが、それだけで随意契約とするのではなく、一般競争入札で他者の応札の可能性を残すことが重要と思われる。</p>
<p>【案件2】 「第27年度 新浜住宅3号棟耐震改修ほか2住宅改修工事」 契約相手方：株式会社西日本工業 契約金額：36,720,000円 契約締結日：平成27年7月22日 担当部局：四国財務局</p> <p>2回目の入札で、4者が辞退した要因は何か。</p>	<p>当案件の入札が7月で、他の公共工事も増えている</p>

不落随契の手続きを開始する場合、見積徴収の相手先は最低価格応札者の1者のみに依頼するのか。

【案件3】

「高松国税総合庁舎火災報知機改修工事」

契約相手方：ホーチキ株式会社

契約金額：8,067,600円

契約締結日：平成27年7月8日

担当部局：高松国税局

最低入札価格が調査基準価格を下回った理由として、①感知器や配線、機器収容箱等は既存のものをそのまま使用すること、②落札者は既存設備の製造業者であることから、既存設備に適合した機器を製造し設置するに当たり、コスト削減が可能であったことを挙げられたが、それならば予定価格の積算に際しそのような事情を織り込むことはできないのか。

平成24年に感知器を交換したとのことだが、金額はいくらくらいだったのか。

また、なぜ他の機器はその時にあわせて交換しなかったのか。

時期であり、参加者については他工事等の受注もあることから、1回目の最低応札価格から判断し、2回目の入札を辞退したものと考えられる。

入札を終了した時点において、辞退しなかった者全員に見積を依頼する。今回は、2回目の入札で1者のみとなったため当該業者に依頼したものである。

今回の調達については、落札者が結果として既存設備の設置業者と同じホーチキ株式会社であったが、火災報知機設備には型番の統一規格があるため、日本に15社程度あるどのメーカーでも同じ規格の製品を製造することが可能である。

このような事情から、予定価格はどのメーカーであっても参入可能な価格とした。

正確な金額までは把握していないが、400～500万くらいだったと思われる。

感知器を含む火災報知機設備は、昭和57年の庁舎建設時に設置され、その後30年間更新されていなかった。感知器の不具合が発生した場合は、その部分を個別に修理し対応していたが、平成24年12月頃には感知器の老朽化が原因で火災発生ベルが鳴るなどの誤作動があらゆる箇所で頻発し、至急対応が必要な状況となった。

そこで、年度当初の工事計画にはなかったが、庁舎内すべての感知器を取り替えることとし、急遽、平成25年1月に入札を行い工事を実施した。

一方、感知器を除く他の火災報知機設備については、①至急対応が必要な不具合は生じていなかったこと、また、②仮に更新するとしても予算が確保できなかったことから、平成24年度は感知器の取替工事のみを行った。

その後、他の火災報知機設備も設置から30年以上経過することから、修理部品の調達や即時の補修対応が難しくなる恐れがあったので、本年度改修工事を行った次第である。

今回の応札業者は2者だが、この調達をできる業者はどのくらいあるのか。

【案件4】

「愛媛県内合同宿舍12住宅維持管理業務委託（H27）」

契約相手方：株式会社日立アーバンサポート

契約金額：27,993,600円

契約締結日：平成27年8月27日

担当部局：四国財務局

各県の維持管理業務委託で応募者数が少ない要因は何か。

業務委託期間が4年間（48ヶ月）と前回契約と同じであるが理由は何か。

四国財務局に消防施設工事の競争参加資格を登録している業者でA・B等級の者は合計180者、A等級91者、B等級89者ある。

新たに管理委託を受注した場合、管理人となる者の新規雇用等が必要であること、また、退去時の点検や修繕指示、各種申請や届出書の受理など業務内容が複雑且つ多岐に亘ることから採算性などを考慮したうえで、参入を見合わせたものと推測している。

当局の要求する管理業務は、ルールを理解し慣れることに時間を要することから、なるべく長期に管理人業務を行ってもらい、入居者にとって公平性の高いものにするためには、国庫債務負担行為により契約を行うことが適当と考えている。

また、国庫債務負担行為は財政法の規定により、最長5年の年限となっているが、人事異動の集中時期（4月と7月）を避けるため、10月からの実質4年（48ヶ月）の契約形態としている。